# 平成17年度の水質検査

水道水は、水道法で定められた水質基準に基づいて定期的 に検査を行っています。検査の結果、市内38カ所(上水道11 カ所、簡易水道27カ所)の水道水は、すべての項目が基準に 適合し、安全が確認されています。

(簡易水消)

(上水消)

			(簡易7	<b>火道</b> )	(上水道)	
	検査項目	基準値	最大値	判定	最大値	判定
1	一般細菌	100個/ml	10	$\bigcirc$	0	
2	大腸菌	不検出	不検出	$\bigcirc$	不検出	
3	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	0.00005 未満	$\bigcirc$	0.00005 未満	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.004	$\bigcirc$	0.001 未満	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0	0.001 未満	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	0.005 未満	$\bigcirc$	0.005 未満	$\bigcirc$
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	2.13	$\bigcirc$	0.60	$\bigcirc$
11	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	0.08 未満	$\bigcirc$	0.10 未満	$\bigcirc$
12	ホウ素及びその化合物	1 mg/l以下	0.2 未満	$\bigcirc$	0.1 未満	
13	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	0.0002 未満	0	0.0002 未満	
14	1,4ージオキサン	0.05 mg/l以下	0.005 未満	0	0.005 未満	
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
16	シスー1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0	0.001 未満	
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	0.001 未満	$\bigcirc$	0.001 未満	
20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	0.001 未満	0	0.001 未満	
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	0.002 未満	0	0.002 未満	
22	クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.007	$\bigcirc$	0.016	
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	0.009	0	0.021	
24	ジプロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.015 未満	0	0.019	
25	臭素酸	0.01 mg/l以下	0.004 未満	0	0.001	
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.039	0	0.043	
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下	0.02 未満	0	0.02 未満	
28	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.013	0	0.013	
29	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	0.008	0	0.011 未満	
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	0.008 未満	0	0.008	
31	亜鉛及びその化合物	1 mg/l以下	0.066	$\bigcirc$	0.049	$\bigcirc$
32	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.02	0	0.02 未満	
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	0.06	0	0.03 未満	
34	銅及びその化合物	1 mg/l以下	0.12	0	0.01 未満	
35	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	38.2	$\bigcirc$	13.6	$\bigcirc$
36	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	0.005 未満	$\bigcirc$	0.005 未満	
37	塩化物イオン	200 mg/l以下	86.8	$\bigcirc$	34.8	$\bigcirc$
38	カルシウム、マグネシウム等	300 mg/l以下	86	$\bigcirc$	54	
39	蒸発残留物	500 mg/l以下	232	0	110	
40	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	0.02 未満	$\bigcirc$	0.02 未満	$\bigcirc$
41	ジェオスミン	0.00002 mg/l以下	0.000001 未満	$\bigcirc$	0.000001 未満	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00002 mg/l以下	0.000001 未満	0	0.000001 未満	0
43	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	0.005 未満	0	0.005 未満	0
44	フェノール類	0.005 mg/l以下	0.0005 未満	0	0.0005 未満	0
45	有機物(全有機炭素の量)	10 mg/l以下	1.0	0	1.0	0
46	p H値(水素イオン濃度)	5.8以上~8.6以下	7.5	0	7.5	0
47	味	異常でないこと	異常なし	0	異常なし	0
48	臭気	異常でないこと	異常なし	$\bigcirc$	異常なし	



上下水道料金の支払いには

で、ご理解とご協力をお願 水の供給に努めて参ります 口座振替をご利用ください めて参りますの安全でおいしい

施設見学を随時受け付けて

13

クルなどの

寸

体を対象に、

山館浄水場では町内会やサ

水場を見学しませ

渇水の時でも生活用水を確保で 理化に努めるとともに、 の水道料金で賄われています。用は水道を利用する皆さんから 水道課では、 経費の節減と合

機関

ださい 帳と印鑑、 申·問管理 検針票を持参してく

郵便局の窓口に預貯金通

課大館事務所

42 4 1

7

6

6

問 山館浄水場 Õ 49

ださい

手続きは簡単です。

各金融

接山館浄水場へお申し込みく ます。希望されるかたは、 直

## 下水道事業受益者負担金

## 「一括納付」はおトクです

6月は、下水道事業受益者負担金(分担金)第1期分の納期で す。平成18年度分の納入通知書が送付されますので、納期限ま で忘れずに納めてください。

なお、今年度新たに受益者になったかたで、6月30日までに 受益者負担金(分担金)全額を一括して納められたかたには、報 奨金制度があります。

問管理課☎55—1297

## 給水区域と給水人口 (H18.3.31現在)

#### **上水道**(給水人口57,695人)

大館地区、釈迦内地区、長木地区、上川沿地区、 十二所地区、花岡地区、扇田地区、西館地区、 東館地区

## 簡易水道(給水人口11,366人)

真中地区、二井田地区、岩本、白沢、寺ノ沢、 松原、長走、陣場、川口、森合、早口岩瀬地区、 山田赤川地区、本郷岩野目地区、越山地区、蛭沢